

# 回 答 書

令和3年6月28日

令和3年度持続可能な農泊ビジネス推進業務委託に関する質問について、次のとおり回答します。

| 受付番号 | 項目                                       | 質問内容  | 回答   |
|------|--|---|--|
| 1    | 仕様書<br>3 委託業務の内容<br>(1) ④農泊ビジネスアドバイザーの設置 | 農泊ビジネスアドバイザーは、本事業実施担当者が兼任することは可能か。仮に不可能であった場合、本事業受託組織内（再委託先を含む）からの選出は可能か。 | 農泊ビジネスアドバイザーは、仕様書3（1）⑤のとおり、参加者に対し、ビジネスプラン作成の支援等をしていただきます。プラン作成支援にあたっては、セミナーでの全体的な支援以外に、農泊に取り組む地域等の個々の相談に対応することを想定していることから、担当者との兼任は不可とします。<br>受託組織内（再委託先を含む）からの選任は可能とします。 |
| 2    | 業務全体                                     | 対象者は新規に農泊事業に取り組もうとされている方たちですか？それとも、現在農林水産省で採択している農泊協議会ですか？                | 対象者は、農泊を持続可能なビジネスとして取り組むために、これから農林水産省の補助事業等を活用しながら活動していこうとしている地域、団体、業者を想定しています。  |

|   |                   |   |   |
|---|-------------------|---|---|
| 3 | 仕様書3・仕様書3-(1)-②   | 実施会場の机椅子等は無償で提供して頂けるようすが、会場費も無償という認識でよろしいでしょうか？   | お見込みのとおりです。   |
| 4 | 仕様書3・仕様書3-(3)-②-エ | ツアー料金は参加者から徴収するとなっているが、予算額内で飲食以外の経費を補助することは可能ですか？ | <p>ツアー料金は実費相当と認められる必要最低限の料金設定とすることから、補助は不可とします（仕様書3（3）②エ）。なお、ツアーの手配等に関する手数料は、県からの委託料の中で計上してください。</p> <p>最終的なツアー料金や内容は、ビジネスプランをもとに県と協議して決定します。</p> |